

- ◆ 令和7年度障害者差別地域相談員委嘱状交付式及び第1回研修会
- ◆ 「令和6年度の障害を理由とする差別の相談状況」について
- ◆ 県政出張講座

事務局：山梨県障害福祉課
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
Tel 055-223-1460
Fax 055-223-1464
E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

No55
2025.5.28

令和7年度障害者差別地域相談員委嘱状交付式及び第1回研修会

令和7年度の障害者差別地域相談員の委嘱状交付式と第1回研修会が、令和7年5月13日（火）に、山梨県庁防災新館において行われました。31名の相談員の方にご出席いただきました。

障害者差別地域相談員は、各市町村に配置され、障害者への差別や合理的配慮の提供に関する相談に、身近な立場から関わり、支援を行っております。

委嘱状交付式では、県福祉保健部長より、代表の方に委嘱状が手渡されました。今年度も全市町村から推薦された46名の方々に地域相談員をお願いしました。任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日となります。1年間どうぞよろしくお願いいたします。（詳細につきましては右記事をご覧ください。）

委嘱状交付式の後に行われた第1回研修会では、山梨県立大学人間福祉学部福祉コミュニティ学科教授の大塚ゆかり氏より、「障害と合理的配慮-その人を理解しよう-」と題して講演が行われました。発達障害や精神疾患等の目に見えない障害のある方たちへの理解と配慮についてお話しいただきました。それを踏まえて、『どうしたら当事者に地域相談員の存在を知ってもらえるか』をテーマにグループワークを行いました。

活発な意見交換ができ、それぞれの地域性がありながらも、有意義な意見交換をすることができました。

障害者差別地域相談員の今後の相談業務に際して、有益なものとなりました。

委嘱状交付の様子です



令和7年度は、全市町村から46人の地域相談員のご推薦をいただきました。

地域相談員の業務は、設置要綱で次のように定められています。（条例とは「山梨県障害者幸住条例」）

(1) 条例第32条第1項に規定する特定相談に一次窓口として応じ、次の措置を講ずること。

ア 特定相談の内容に応じ、当該特定相談に係る関係者に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

イ 特定相談に係る関係者相互の調整を図ること。

(2) 前項の措置を講じても、関係者の調整がつかない場合、条例第34条第2項に規定する障害者差別解消推進員につなぎ、協力して関係者相互の調整を図ること。

本年度の各市町村の配置体制の状況を紹介します。

➤ 27市町村の地域相談員配置状況

□ 複数配置の市町村 19

単独配置の市町村 8

（昨年度より複数配置が4市町村増えています。）

□ 複数配置19市町村のうち、市町村障害福祉担当課職員（以下、担当課職員）と障害者相談員等の組合せによる配置の市町村15

➤ 地域相談員の構成

○担当課職員 26人

○市町村等相談支援センター相談員 7人

○身体・知的障害者相談員・施設長等 13人

（内 新規地域相談員24人）

本年度も、信頼される相談体制の構築と引き続きの周知、地域相談員と担当課職員との連携、相談員連絡会などの開催に取り組んでいただき、情報交換と共有、地域への啓発活動をお願いしています。

地域相談員の名簿は、県のホームページでご覧いただくことができます。皆さんの市町村の相談員の方々をご確認ください。アクセス方法は次のとおりです。

◇山梨県ホームページトップ>医療・健康・福祉
>相談窓口>障害者>障害者差別地域相談員

困ったことがあったら、電話してください。



「令和6年度の障害を理由とする差別の相談状況」について

令和6年度、障害を理由とする差別の相談件数は24件。このうち、不当な差別の訴えに関わる相談は9件、合理的配慮の提供に関わる相談は15件で、前年度に比べ、微増しました。改正障害者差別解消法が令和6年4月1日から施行されましたが、合理的配慮の提供に関する関心が強くなってきたようです。

相談件数の推移

区分		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	累計 (8年間)
障害者差別に該当する相談件数		54件	64件	52件	71件	33件	12件	16件	24件	326件
区分別	不当な差別の訴え	24件	22件	22件	25件	12件	5件	4件	9件	123件
	合理的配慮の提供要望	30件	42件	30件	46件	21件	7件	12件	15件	224件

コロナ禍があけ、5類感染症となってから外部との接触が増えたためか、相談件数は増加傾向にあります。反面リモートワークや通信販売の利用が定着し、在宅のまま生活が可能となったことが、コロナ禍以前の件数まで達しない要因の一つとなっていると考えられます。

R6年度 相談分野別件数

※上記の相談24件にあたらないその他の相談内容も含まます。

相談分野	件数	相談分野	件数	相談分野	件数
公共交通	8件	医療	8件	不動産	0件
サービス	3件	教育	3件	その他	16件
福祉	6件	建物	1件		
行政	2件	労働/雇用	3件	計	50件

相談分野別では、公共交通関係、医療福祉関係の相談が多く寄せられました。生活に密着した場面での相談が多くなっています。また、差別や合理的配慮に当たらない相談も多く寄せられるようになり、関連機関との連携が重要となっています。

R6年度 障害種別件数

内、障害が重複している件数 2件

障害種	件数	障害種	件数
聴覚障害	5件	精神障害	9件
視覚障害	2件	その他	11件
身体障害	17件	不明	2件
知的障害	1件	計	47件

R6年度 相談者別件数

相談者	件数	相談者	件数
当事者	29件	事業者	4件
家族	8件	その他	4件
支援者	1件	計	46件

当事者またはその家族からの相談が約8割を占めています。

県政出張講座

山梨県では、県内に在住、在勤、在学されている方のおおむね20名以上の集まり（自治会・企業・サークルなど）を対象として、県の職員が皆さんのもとへお伺いして、事業や施策などをわかりやすく説明するとともに、ご意見を聞かせていただく「県政出張講座」を行っています。

障害福祉課では、「やまなし心のバリアフリーの推進」をテーマとして、障害や障害者への理解を深め、障害者にとっての社会的障壁（バリア）を除去して、共生社会を実現するために必要なことを考えていただく講座に障害者差別解消推進員を派遣しています。過去の実績としては、障害者団体や学校からの依頼があり開講しました。

講座の開催には、お申し込みが必要になります。詳しくは、山梨県ホームページをご覧ください。

◇山梨県ホームページトップ>県政情報・統計>広報>県政出張講座